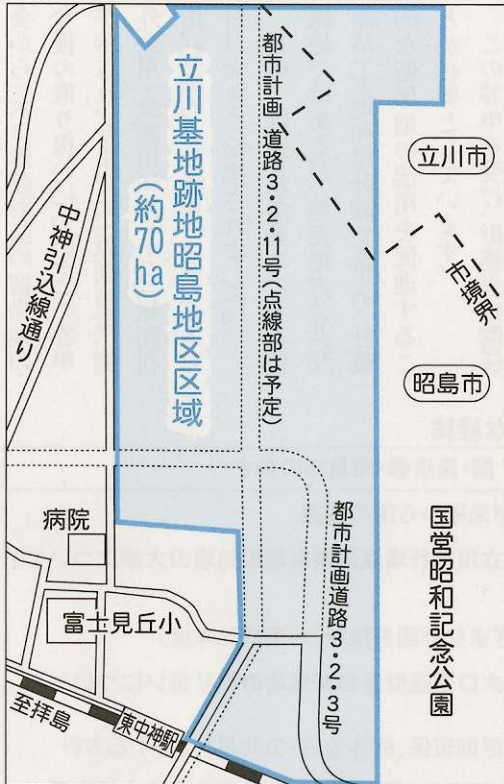


▼立川基地跡地昭島地区区域(部分)



立川基地跡地昭島地区の

土地利用について国から要請

国際法務総合センターなどの整備要請に対し、市の方針決定はこれから

立川基地は、昭和52年(1977年)に米軍から約460ヘクタールのすべてが返還されました。その後、跡地は国の方針に基づき、防災基地や国営昭和記念公園などに活用されています。

国営昭和記念公園の西側に位置する立川基地跡地昭島地区は約70ヘクタール(昭島市域約62ヘクタール、立川市域約8ヘクタール)ですが、現在まで未利用のま

まとなっています。昭島地区の土地利用は、東中神駅北側地域の基盤整備のみならず、市の東の玄関口としてまちづくりに非常に大きな影響を与えます。市では、これまで東京都や立川市とともに昭島地区全体の土地利用計画の策定に取り組んできましたが、昨年9月7日に国(法務省と財務省)から市に対し、昭島地区の一部を国自ら利用したいとの要請

がありました。要請に対する市の方針は今後の昭島地区全体の土地利用計画を検討する中で決めていくこととなりますが、昭島地区に関するこれまでの取り組みの経緯と、国からの要請内容についてお知らせします。

立川基地跡地 昭島地区の 経緯と現状

【立川基地跡地の処理方針】

昭和54年(1979年)11月、国の国有財産中央審議会から「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について」が示され、昭島地区は東中神駅周辺の一部分が業務地として、残りの大部分が未活用のまま残す「留保地」とされました。

【留保地の処理方針】

昭和62年(1987年)6月、国

有財産中央審議会から「大口返還財産の留保地の取り扱いについて」が示されました。

この中で、留保地は大都市圏に残された数少ないまとまった国有地であるため、長期的観点からその利用を考える必要があるとし、将来の公用・公共用の用途に充てるため、引き続き、できる限りこれを留保していくことになりました。この留保地の処理方針を「原則留保 例外公用・公共利用」といいます。

【市の取り組み】

市は、留保地も含めた昭島地区全体の利用促進を図るため、「立川・昭島地域交通施設等整備計画」、跡地全体を超高層住宅棟も含む住宅地に整備する「昭島市地域住宅計画」、業務地に位置づけられた地区を高度情報通信基盤となる多摩レポートに開発整備する「昭島業務地区整備計画」などを策定し、その実現を目指しました。

また、市民団体や市議会とも連携し、国立考古学博物館の誘致活動なども行ってきましたが、いずれも実現しませんでした。

(2ページに続きます)

【立川基地跡地昭島地区

土地利用構想

平成10年11月、東京都の多摩島しょ振興推進本部会議で、「立川基地跡地昭島地区土地利用構想」が決定されました。内容は、多摩川上流下水処理場（現・多摩川上流水再生センター）の分場となる下水処理場と、その上部を利用した都立総合公園、東中神駅付近の業務地に中小企業振興センターなどを立地し、一部は留保地とする構想です。

市は、この土地利用構想に基づいたまちづくりを進めるため、東京都とともに11年から14年にかけて、地元説明会などを行いました。既成市街地の整備に理解が得られず、実現しませんでした。

また、市では、15年3月に土地利用構想を基本とした「土地利用転換推進計画」を策定し、市としての整備方針を改めて明らかにしましたが、その後、後述のとおり構想そのものの見直しが必要なくされる状況となりました。

【留保地処理方針の転換と

土地利用構想の見直し

15年6月、国の財政制度等審議

会から「大口返還財産の留保地の今後の取り扱いについて」の答申が示され、今までの「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと、基本方針が大きく転換されました。

答申では、売却が基本である留保地ではあるが、地元地方公共団体が「土地利用計画」を定め、計画的な留保地の活用を促進する必要があるとしています。

この答申を受け、財務省は関係地方公共団体に対し、おおむね5年以内に、実現性のある土地利用計画を策定するよう要請しました。

また、この間、土地利用構想の実現について、社会経済状況などの変化により下水処理場の見直しが必要になるなど、土地利用構想に位置づけられた各施設の立地が不確定となりました。

東京都・立川市・昭島市・財務省で構成する「立川基地跡地昭島地区土地利用計画連絡協議会（協議会）」では、これまでの土地利用構想を見直すとともに、新たな土地利用計画を検討することとしました。

また、16年度～18年度に東京都が基礎調査を実施するとともに、

▼立川基地跡地昭島地区の主な経緯

年 月	国・東京都・昭島市の動き
昭和52年11月	立川基地跡地が米軍から国に返還
54年11月	国の審議会が「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について」を答申
55年	昭島市がさまざまな計画を検討（～平成元年度）
62年6月	国の審議会が「大口返還財産の留保地の取り扱いについて」を答申 ※留保地を「原則留保、例外公用・公共利用」する方針
平成9年1月	東京都・立川市・昭島市が「立川基地跡地昭島地区土地利用構想連絡協議会」を設立 ※10年11月に「立川基地跡地昭島地区土地利用計画連絡協議会（協議会）」に改組
10年11月	東京都が「立川基地跡地昭島地区土地利用構想」を決定（事業手法：土地区画整理事業、施行者：東京都）
11年1月	昭島市が土地利用構想に基づく土地区画整理事業などのまちづくりについて地元説明（～15年7月）
15年6月	国の審議会が「大口返還財産の留保地の今後の取り扱いについて」を答申 ※留保地の方針が「原則留保」から「原則利用」へ転換 ※同時に、財務省から、おおむね5年以内に実現性のある土地利用計画を策定するよう求められる。
16年	社会情勢の変化により土地利用構想の実現が不確定になる 協議会で土地利用計画の検討を開始 ※東京都が16年度～18年度に土地利用計画策定のための調査を実施
19年9月	国（法務省、財務省）から自ら利用したいとの要請
19年12月	国（法務省）の要請に対する市民説明会
20年6月	財務省から求められていた、土地利用計画の策定期限（おおむね5年の期限）

【土地利用計画の

検討状況

◎民間利用

東京都の調査の中で、民間企業に対し、昭島地区への進出意向調査を実施した結果、住宅関連事業

協議会で、公共利用および民間利用について検討していくこととしました。

者の関心が高く、住宅地としての需要が見込めるとされています。

◎公共利用

昭島市の利用については、検討したところ、市の財政規模では自ら土地を取得し、公共施設を整備することは大変困難であると判断しています。

東京都の利用については、まず土地利用構想に立地を位置づけ

た中小企業振興センターが、整備時期などの関係から東町三丁目の都立短大跡地に設置することが18年に決定しました。

また、下水処理場と併せて整備する予定であった都立総合公園

も、その設置の是非について幅広い観点から見直しを検討していきます。

一方で、19年6月に策定した「残堀川河川整備計画」では、洪水調節機能を確保するため、現在、国営昭和記念公園内に暫定的に整備されている残堀川調節池の移転候補地に昭島地区を挙げています。

また、18年8月から、財務大臣の諮問機関である「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」で、国の庁舎や宿舍の移転・再配置の検討が進められていました。

協議会では、昭島地区がこれらの庁舎・宿舍の移転候補地になる可能性があることから、これらについても検討することとしました。

このような状況から、協議会では、東中神駅付近を住宅を中心とする民間利用ゾーンに、まとまった形で用地が確保できる東西の都市計画道路3・2・3号より北側を公的利用ゾーンに位置づけ、引き続きゾーニング素案に基づき検討していくこととしました。

【国からの要請】

このような中、19年9月7日に、国（法務省・財務省）から昭島市と東京都に要請がありました。法務省からは、東京都内及び近郊にある施設の集約整備の候補地として、財務省からは、国家公務員住宅の統廃合による整備の候補地として、国が自ら利用したいとの要請です（法務省からの要請内容は下を参照）。

【市民説明会】

国の要請内容のうち、市民の方からさまざまな意見をいただいていた法務省関連施設について、19年12月9日・11日に、説明会を開催しました。

市は立川基地跡地昭島地区の経緯・経過と国からの要請内容を、法務省は要請内容の詳細について説明しました。

質疑では、市の説明会が遅れたことやこれまでの取り組みがふじゅうぶんであるというご意見を多数いただきました。法務省の施設に対しては、安全・安心に対する不安や懸念、なぜ昭島市に整備するのかなど反対意見が出されました。

法務省からの要請内容

法務省からの要請は、都内及び近郊に分散する法務省関連施設を立川基地跡地昭島地区内に集約し「国際法務総合センター（仮称）」として整備したいというものです。この施設は、次の4つの部門と併設する職員宿舎で構成しています。

◎法務省関係の国際協力機関

国の司法分野での国際協力の中心的な役割を担う機関

◎国連アジア極東犯罪防止研修所

国と国連との協定に基づき設立された、刑事司法に関する国際研修などを行う機関

◎法務総合研究所国際協力部

アジア地域を中心に民商事法分野の法整備支援を行う機関

◎職員研修所

◎矯正研修所

矯正研修所東京支所
刑事施設の刑事官や少年施設の法務教官などの研修を行う施設

◎公安調査庁研修所

公安調査庁研修所
公安調査庁職員の研修を行う施設
*受講する職員用の寮

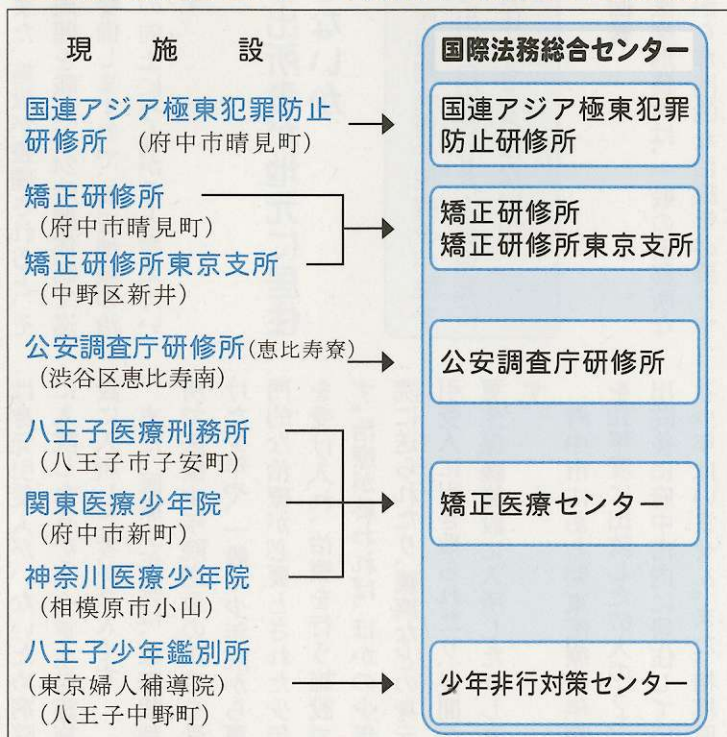
◎矯正医療センター

身体または精神疾患を持つ成人および少年被収容者のための総合医療施設（八王子医療刑務所・関東医療少年院・神奈川医療少年院を統合整備）、将来的にはこの矯正医療センターを拡張し、急増する成人女子被収容者を対象とした医療的ケアなどのための施設整備を検討

◎少年非行対策センター

東京家庭裁判所八王子支部の立川市への移転に伴い、八王子少年鑑別所を移転し、青少年の非行やいじめなどの相談窓口も開設
法務省からは、多摩地域の少年非行対策などにも寄与するとともに、全体整備にあたっては、地域と共存できる施設として整備する考えであり、また、周辺地域のまちづくりにも積極的に協力したいとの考えが示されました。

【国際法務総合センター（仮称）に集約される施設】



市民説明会では、設置そのものに反対である
との意見などが出されましたが、法務省に対す
る質問とその回答は次のとおりです。

◎現在地で整備できな いか

なぜ、国際法務総合センター
の整備予定地として立川基地
跡地昭島地区を選んだのか。そ
れぞれの施設を現在地で整備
することはできないか。

■回答

現在、それぞれの施設が立地し
ている敷地には、法的な制限が
あつて広さをじゅうぶんとつた
建替えが困難であるなどの理由
から、必要な機能を満たす施設を
整備することができません。

国連アジア極東犯罪防止研修
所は、研修員の多くが外国政府の
幹部職員であり、講師として外国
の高官などを頻繁に招いていま
す。そのため、それにふさわしい
機能的で品位を兼ね備えた充実
した施設とするために、ある程度
の敷地面積の確保と都心からの

交通の利便性や環境も考慮する
必要があります。

加えて矯正医療センターの整
備には、相当程度の広さを持った
敷地が必要です。また、医師などの
医療スタッフを確保し、医療水準
を保つためには交通が便利な場
所であることが不可欠です。

このような条件を満たす国有
地は、立川基地跡地昭島地区以外
には適当な敷地が見当たりませ
んでした。

◎収容施設は地方に整 備を

国連アジア極東犯罪防止研
修所や職員研修所はともかく、
医療刑務所などの収容施設は
都内の市街地を避け、地方に整
備してもいいのではないか。

■回答

今回整備する施設の中で、矯正

医療センターについては、敷地や
医療水準の確保のほか、主に東日
本に所在する刑務所や少年院か
ら専門的な治療が必要な受刑者
や少年を受け入れるためにも、交
通が便利な場所に整備する必要
があります。

また、現在、地方の刑務所では
医療スタッフの確保が困難な状
況が続いており、この点からも都
市部での整備が必要です。

◎治安の悪化が心配

刑務所から被収容者が脱走
するなど治安の悪化が心配だ。

■回答

今回の整備に伴って移転の対
象となる八王子医療刑務所・関東
医療少年院・神奈川医療少年院・
八王子少年鑑別所では、過去20年
間で関東医療少年院における1
件の逃走事故があつたのみです。
この事故の原因は施設構造の一
部に不備な部分があつたためで
すが、国際法務総合センターで
は、近代的な逃走防止設備を二重
三重に設置しますので逃走の恐
れはありません。

また、施設が整備されると、そ
の周囲を職員が24時間体制で巡
回警備しますので、周辺地域の治
安の向上につながると考えてい
ます。

◎出所者が地元に住 まないか

医療刑務所や医療少年院か
ら出所(出院)した人が地元
に居住することはないか。

■回答

医療刑務所は、一般の刑務所な
どから専門的な治療を必要とす
る受刑者を受け入れるための施
設ですから、治療が終われば元の
施設に戻すことになります。

治療が終わる前に刑期が満了
した、または、仮釈放になつた場
合、医療刑務所から出所すること
もありますが、その場合は、ほと
んどが親族などの身元引受人に
引き取られるか、出身地などに帰
ることになります。

実際に、平成18年度には八王子
医療刑務所から455人が一般の刑
務所に戻ったり、出所したりして
いますが、八王子市内に残つたの

は身元引受人がいなかったため病院
に入院した者が1人、更生保護施
設に入所した者が2人です。

また、医療少年院は、家庭裁判
所で医療少年院送致の決定を受
けた少年や、一般の少年院から専
門的な治療が必要とされた少年
を受け入れ、治療を行う施設で
す。治療が終われば、ほかの少年
院に送られたり、親族などの身元
引受人に引き取られたり、民間の
更生保護施設に入所したりしま
す。

府中市にある関東医療少年院
を18年度に出院した67人のうち、
出院後に府中市内に居住してい
る少年はいません。また、相模原
市にある神奈川医療少年院を18
年度に出院した62人のうち相模
原市内に居住している少年は、身
元引受人が市内に住んでいた1
人です。

このように、出所(出院)した人
がそのまま周辺地域に居住する
ことはほとんどありません。

◎地区内のどこに施設を整備するのか

国際法務総合センターは、立川基地跡地昭島地区約70ヘクタールのどの部分に整備する計画か。

■回答

立川基地跡地昭島地区のどの部分に整備するかは未定です。

既成市街地に隣接する場合は、住宅地に面する部分に、国連アジア極東犯罪防止研修所、職員研修所、職員宿舎グラウンド、体育施設、児童公園などを配置します。矯正医療センターなどの収容施設は住宅地からできるだけ遠い位置になるよう配慮します(概要は下の図を参照)。

◎環境の悪化が心配

国際法務総合センターの建設に伴う環境の悪化が心配だ。「水と緑の昭島」のイメージが損なわれる。

■回答

最大限環境に配慮し、緑に囲まれた施設整備に努めます。具体的には、住宅地に接する部分を中心に緑地を設け、そこに植物をできる限り多く植え、環境に配慮した施設とする計画です。

更に、敷地の周囲に設ける巡回警備用の通路や敷地内を流れる水路を一体的に整備し、遊歩道としても利用できるように整備を行うなど、水と緑の昭島市にふさわしい環境を確保できると考えています。

◎地元へのメリットは

国際法務総合センターの建設で地元にとどのようなメリット(利点)があるか。

■回答

国連アジア極東犯罪防止研修所の設置により、国際交流の促進が期待できます。この施設は国連と日本政府との間の協定に基づいて設立された研修所です。海外から毎年多数の検事、裁判官、警察官、法務省職員などを研修員

として受け入れているほか、国連の幹部、世界各国の政府高官、著名な研究者などが来訪することになり、昭島市は国際都市として広く知られることとなります。研修期間中には、海外研修員と地域の方々との交流行事や地元の小・中学校を訪問するなどの活動を行うことも予定していますので、国際交流の促進や、教育上の効果も期待できます。

また、少年非行対策センターでは、一般の方々の相談窓口を設け、専門の職員が、非行・いじめ・家庭内暴力・引きこもり・不登校などの問題でお悩みの方、学校関係者などからの相談に応じることを計画しています。

更に、職員研修所を中心に、グラウンド・体育館・武道場などが複数整備されますので、業務に支障のない範囲で周辺の方々に利用していただけます。なお、職員の中には武道の高校者が多数勤務していますので、青少年に対する武道教室の開催なども検討しているところです。

このような活動を通じて、地域の青少年の健全育成などにも貢献していきたいと考えています。

「国際法務総合センター(仮称)」の概要

〔この図はイメージです。実際の施設は、今後、関係機関と協議します。〕

矯正研修所

法務省所管の矯正職員の研修施設
専門的な研究機能の併設

公安調査庁研修所

公安調査庁職員の研修施設

職員宿舎

矯正医療センター

身体・精神疾患である、または、人工透析など特殊な治療を必要とする者を収容する施設

少年非行対策センター

観護措置決定などされた少年を収容する施設

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)

アジア・太平洋地域を中心とした国々の刑事司法行政の発展と相互協力の促進を目的に設立された国連の地域研修所

※各施設の説明は、法務省が作成したものと一部異なります。原文は市ホームページ「お知らせ」からご覧いただけます。

今後の市の取り組みについて

国からの

要請への対応

法務省、財務省からの要請に対して、市として受け入れるかどうかまだ方針を決めていません。

法務省関連施設については、社会的には必要な施設と認識していますが、安全・安心に対する市民からの懸念や、地域のまちづくりへの貢献、地域との共存の考え方などを引き続き法務省に具体的に確認します。

また、市民からの意見、昨年12月に出された請願・陳情の審査を含めた議会との議論を深め、総合的に判断していきます。

昭島地区

土地利用計画を策定します

国の方針により、土地利用計画の財務省への提出は今年6月が目安となっています。

これまで市は、東京都、立川市、

財務省と検討を続けてきました。

引き続き、市では、昭島地区を含む周辺地域のまちづくりを一体的にとらえ、昭島地区の土地利用計画の策定に取り組んでいきます。

昭島地区の土地利用計画の素案がまとまりましたら、あらためて市民説明会を開催するとともに市民からの意見を募集する予定です。

昭島地区の市街化を

図っていくきます

昭島地区は現在、市街化調整区域ですが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）」の中で、「計画的市街地整備に向け事業実施の見通しが確実になった段階で市街化区域に編入する」としています。

市では、新しく策定する土地利用計画に基づき、昭島地区の計画的な市街化を図っていく方針です。

また、新たな土地利用計画の策定に合わせて、「昭島市総合基本計画」、「昭島市都市計画マスタープラン」の見直しを行っていく予定です。

昭島地区周辺の

開発にも真剣に取り組めます

昭島新時代のまちづくりにおいて、昭島地区は、市の東の玄関口として非常に重要な開発であると考えています。

昭島地区周辺には、東中神駅北口の常時開設、駅前広場・都市計画道路の整備など多くの課題があります。これまでも市では、昭島地区の開発と併せてこれらの課題を解決していくという方針で進めてきました。これらの整備にも市の象徴である「水と緑」を基調に行っていくきます。

今後とも良好なまちづくりの実現に真剣に取り組んでいきます。

法務省関連施設見学会の

参加者を募集

法務省から要請があった施設については、日ごろ接する機会がないことから、次のとおり施設見学を行います。

◇日時 2月3日(日)・8日(金)の午前8時50分(集合)～午後4時30分(帰着予定)

☆1日のみの見学です(両日の参加不可)。

☆昭島駅北口駅前広場に集合し、バスで移動します。

◇対象 市民の方

◇定員 各76人(申込順)

◇見学施設

▽八王子少年鑑別所(八王子市)

▽八王子医療刑務所(八王子市)

▽法務省矯正研修所(府中市)

▽国連アジア極東犯罪防止

研修所(府中市)

▽関東医療少年院(府中市)

☆見学施設は、変更する場合もあります。

☆昼食を持参してください(府中刑務所に立ち寄り、会議室での昼食となります)。

◇申し込み 次の期間の午前8時30分～午後5時に地域開発課へ

▽2月3日実施 1月21日(月)～28日(月)

▽2月8日実施 1月21日(月)～2月1日(金)

☆土曜・日曜を除きます。

☆申し込み時、見学者名簿作成のため氏名を伺います。また、連絡先も伺います。これらの個人情報、この見学会以外には使用しません。

《臨時号の内容についての問い合わせ先》
市役所地域開発課立川基地跡地開発担当

☎54451111(内線2274)